

お客様各位

平素より万代をご利用いただき誠にありがとうございます。

西暦 2024 年 1 月 17 日（水）より、『mandai pay』電子マネーサービス約款を一部改定いたします。

以下の変更内容についてご確認ください。

#### ■ 「mandai pay」電子マネーサービス約款

変更箇所	変更前	変更後（変更箇所は下線にて表示）
1. 本約款の目的	本約款は、株式会社万代（以下「当社」という）が発行する会員カード「万代カード」に付帯する「mandai pay」について規定するものであり、会員が「万代カード」を使用して「mandai pay」を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、「mandai pay」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本約款と併せて当社が別に定める約款が適用されるものとします。	本約款は、株式会社万代（以下「当社」という）が発行する会員カード「万代カード」に付帯する「mandai pay」について規定するものであり、会員が「万代カード」 <u>または「万代アプリ」</u> を使用して「mandai pay」を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、「mandai pay」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本約款と併せて当社が別に定める約款が適用されるものとします。
5. 「mandai pay」サービスの利用	(5) 会員は、「mandai pay」サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される「mandai pay」残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で万代各店のレジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該「mandai pay」残高について誤りがないことを了承したものとします。	(5) 会員は、「mandai pay」サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される「mandai pay」残高 <u>または「万代アプリ」</u> に表示される「mandai pay」残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で万代各店のレジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該「mandai pay」残高について誤りがないことを了承したものとします。
6. 「mandai pay」残高	(1) 「mandai pay」残高は、「mandai pay」サービス利用時のレシート、チャージ機、専用サイト及び本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。 (2) 最後に「mandai pay」サービスを利用した日および最後にチャージした日は、本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。	(1) 「mandai pay」残高は、「mandai pay」サービス利用時のレシート、チャージ機、専用サイト、「 <u>万代アプリ</u> 」及び本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。 (2) 最後に「mandai pay」サービスを利用した日および最後にチャージした日は、「 <u>万代アプリ</u> 」及び本約款末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。

改定日：西暦 2024 年 1 月 17 日